

# 利用者のための 著作権法講義 (Ver.1)



吉備国際大学大学院教授  
加賀山 茂



# 目次

## ■ 著作権法の中で最も重要な条文

- 著作権法13条〔原始的にパブリック・ドメインに帰属する著作：法令・判例等〕

## ■ 著作権の客体（目的物）

- 有体物と無体物の区別
- 著作物の所有権と著作権との関係
- 著作物という用語法に対する批判

## ■ 著作権の主体（著作者）

## ■ 著作権法の目的

- 従来のお考え方（著作者至上主義）
- 新しい独自の考え方（文化の発展至上主義）

## ■ 著作権の内容

- 著作権（著作財産権）
- 著作者人格権
  - 著作者人格権に対する批判

## ■ 著作権に類似の権利

- 出版権（版權）
- 著作隣接権
  - 実演家の権利
  - レコード製作者の権利
  - 放送・有線放送事業者の権利

## ■ 著作権の保護期間

## ■ 参考文献



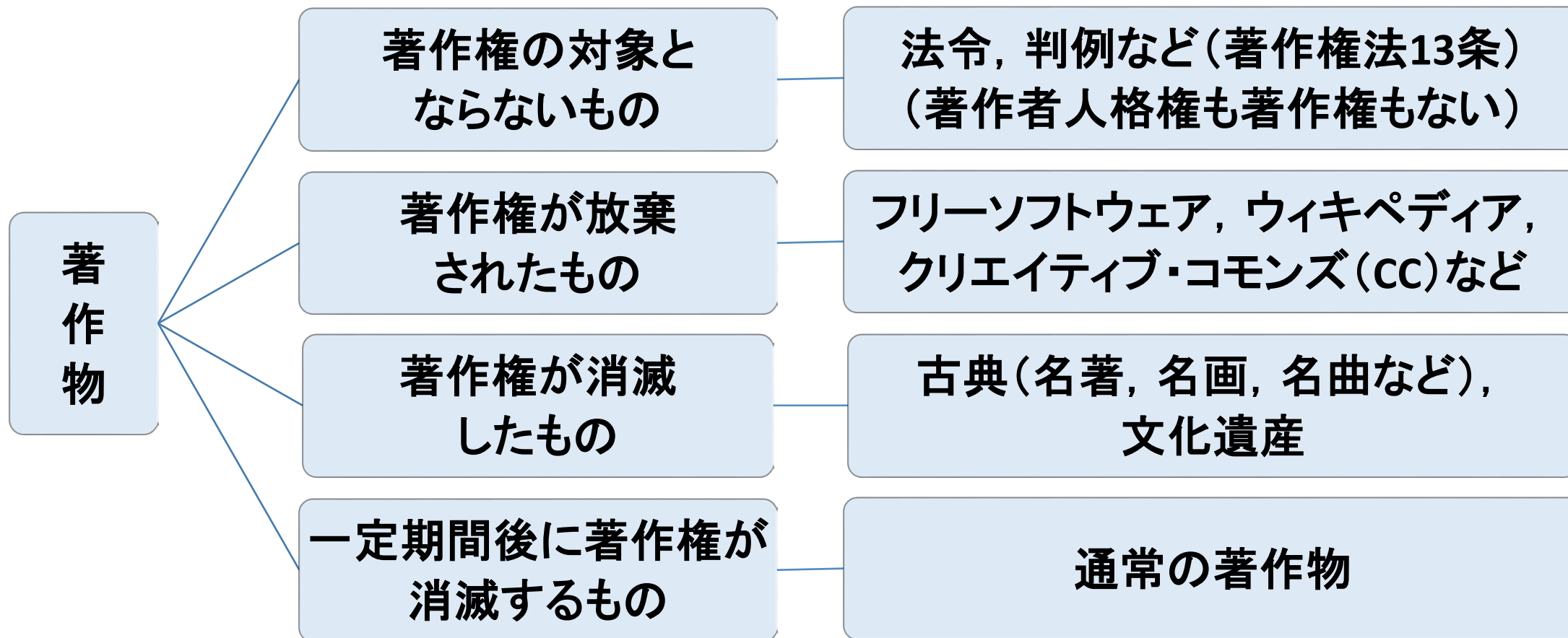
# 著作権法の中で最も重要な条文

## 始めからパブリック・ドメインに帰属する模範的著作とは？

- 第13条(権利の目的とならない著作物)[著作権の客体とならない著作]
  - 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による**権利の目的**[**客体:目的物**]となる**ことができない**。
    - 一 憲法その他の法令
    - 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が発する**告示、訓令、通達**その他これらに類するもの
    - 三 **裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定**で裁判に準ずる**手続により行われるもの**
    - 四 前三号に掲げるものの**翻訳物及び編集物**で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの



# 「文化の発展に寄与する」 態様に応じた著作物の分類



# 著作権の客体としての著作〔物〕

- 民法では、「物」とは、**有体物**をいう（民法85条）。
  - **有体物**とは、五感で触知しうる管理可能な「**個体**、**液体**、**気体**」をいう。
  - **無体物**とは、五感で触知しえない、有体物以外の管理可能なもの。例えば、**エネルギー**、**権利**などである。
- 著作権法では、著作権の対象は、「**著作物**」という**無体物**である（著作権法2条）。
  - **著作物**とは、「思想又は感情を創作的に表現した**もの**であって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」（著作権法第2条1項1号）
  - つまり、書籍、絵画などから抽出される「創作的表現」という**無体物**である。



# 民法における物の定義の変遷

## 旧民法財産編 第6条

- ①物に**有体**なる有り**無体**なる有り。
- ②有体物とは人の感官に触るるものを謂ふ。  
即ち地所，建物，動物，器具の如し。
- ③無体物とは**智能のみ**を以て理会するものを謂ふ。即ち左の如し。
  - 第一 物権及び人権〔債権〕
  - 第二 著述者，技術者及び発明者の権利
  - 第三 解散したる会社又は清算中なる共通に属する財産及び債務の包括



## 現行民法 第85条

- この法律において「物」とは，**有体物**をいう。



# 現行民法 第85条 の立法理由

(広中俊雄編著『民法修正案〔前三編〕の理由書』有斐閣)

- [旧民法]同編[財産編]第6条は、物の第一の区別として有体物と無体物との区別を掲げ、且、之が定義を下したり。
- 然れども、是亦**無益の条文**たるのみならず、其定義中には往往穩当ならざる点なしとせず。殊に無体物を以て物権、人権其他の権利を謂ふものとし、常に物権、人権の目的物たるものとしたるは、**甚だ其当を得ず**。
- 其結果として、**債権の所有権なるものを認むるに至り**ては(取[財産取得編]24, 68[条])実に物権の何物たるを知ること能はざらしむ。此の如くんば、所謂人権なるものは常に物権の目的物に過ぎずして、結局、財産編第1条及び第2条の原則と**撞著[矛盾]するに至らん**。
- 本案は、左に掲ぐる如く、法律上、物とは単に有体物のみを指すことに定めたるに依り、右の条文**[財産編第6条]**は、**之を削除するを至当**と認めたり。



# 現行民法における 「物」概念（民法85条）の改正の必要性

■ 民法85条（定義）は以下のように改正すべきである。

■ 民法 第85条（物の定義）（加賀山・改正案）

■ ①物とは、有体物又は無体物をいう。

■ 一 有体物とは、人が管理することができるもののうち、固体、液体、気体をいう。

■ 二 無体物とは、人が管理することができるもののうち、有体物でないものをいう。

■ ②所有権の目的物は、有体物に限定される。

■ 民法の立法者が恐れた「債権の所有権」という概念矛盾は生じない。

■ ③所有権以外の権利の目的物は、有体物だけでなく、無体物とすることができる。

■ 現代語化に際して「給付」や「支払」を挿入したが、そのような手段は不要であり、「目的」を「目的物」と変更するだけで済む。

■ 債権売買（債権譲渡）の目的物は、「債権」といってよい。

■ 無体物である著作についても、著作物といっってよいことになる。





# 著作権の主体としての著作者(1/2)

## ■著作者の権利(著作権法17条)

### ■著作者人格権(著作権法18条～20条)

■公表権(18条), 氏名表示権(19条), 同一性保持権(20条)

■ ←民法の人格権へと解消すべきか?

### ■著作権〔著作財産権〕(著作権法21条～28条)

■複製権(21条), 上演権及び演奏権(22条), 上映権(22条の2), 公衆送信権等(23条), 口述権(24条), 展示権(25条), 頒布権(26条),

■譲渡権(26条の2), 貸与権(26条の3),

■翻訳権, 翻案権等(27条),

■二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(28条)



# 著作権の主体としての著作者(2/2)

- 著作者に「著作者人格権」という特権を与えることに対する批判
  - インターネット社会においては、すべての人が、著作者となる。
    - 特許権等、著作権以外の知的財産権には、特権として的人格権は与えられていない。人格権は、万民に平等の民法上的人格権で十分である。
    - すべての人が簡単に著作物を公表できるインターネット社会において、著作者に民法における人格権以上の特権を与えることは、もはや正当化できない。
  - 著作権は、公表を通じて人類の文化の発展に寄与するものである(著作権法1条)。
    - 著作者に、著作物を公表しない権利とか、著作物の利用を差し止める権利を与えることは、文化の発展を阻害するものであり、著作権の本来の目的に違背する。



# 著作権の目的(従来の考え方)

## ■ 著作者の権利の独占的・排他的権利の保護

- 文化の創造に寄与する著作者を保護することが法の第一義的  
目的である。
- 著作権の侵害に対しては、著作者に利用の差止、原状回復、  
損害賠償、刑罰など、ありとあらゆる救済手段を与えるべきで  
ある。

## ■ 例外としての著作権の制限

- 利用者の以下のような「公正な利用」を条件として、著作権が  
制限されることがある。
  - 私的利用のための複製(30条)、図書館等における複製(31条)、
  - 引用(32条、30条の2、30条の3、30条の4)、
  - 教科用図書等への掲載(33条、33条の2)、学校教育番組の放送  
等(34条)、学校その他の教育機関における複製等(35条)、試験  
問題としての複製等(36条)、
  - 視覚障害者等のための複製等(37条)、聴覚障害者等のための複製  
等(37条の2)、

- 営利を目的としない上演等(38条)、
- 時事問題に関する論説の転載等(39条)、政治上の演説等の利用  
(40条)、時事の事件の報道のための利用(41条)
- 裁判手続き、行政手続等における複製(42条、42条の2、42条の3、  
42条の4)、
- 翻訳、翻案等による利用(43条)、
- 放送事業者等による一時的固定(44条)、
- 美術の著作物等の現作品の所有者による展示(45条)、公開の美術  
の著作物等の利用(46条)、美術の著作物等の展示に伴う複製  
(47条)、美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等(47条の  
2)、
- プログラムの著作物の複製等の所有者による複製等(47条の3)、  
保守、修理等の一時的複製(47条の4)、送信の障害の防  
止のための複製(47条の5)、送信可能化された情報の送信元識  
別符号の検索等のための複製等(47条の6)、情報解析のための  
複製等(47条の7)、電子計算機における著作物の利用に伴う複製  
(47条の8)、情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情  
報処理のための利用(47条の9)

- 原則よりも例外の方が多いのは、そもそもの原則が誤りで  
ある可能性が高い。発想(パラダイム)の転換が必要である。



# 著作権の目的(新しい独自の考え方)

## ■ 人類の文化の発展の基盤としての「万人の著作の自由利用権」

- 著作物は、最終的には、公共財としてパブリック・ドメインに置かれる存在である。
- 将来的には、すべての人は、すべての著作について、何の制限もなしに、自由に利用できる。
- 現時点においても、このような環境を整えることが、文化の発展の基盤となる。
- この基盤の下で、人々は先人の英知を利用しながら、著作を含めて、創造的な活動を行うことができ、文化の発展が期待できる。

## ■ 一定期間(51条～58条)に限った「ロイヤリティの支払義務」

- 権利は義務を伴う。
  - 著作者のかけた費用に報いるため、著作の利用にはロイヤリティの支払が義務付けられる。支払いなしの利用は不当利得となる。
  - しかし、著作の利用自体を制限されることはない。
- ## ■ 著作権の制限の規定(30条～50条)は、実は、万人の著作利用自由の原則の単なる例示として位置づけられる。



# 著作権法1条(目的)の改正私案

## ■著作権法 第1条(目的) (修正私案・加賀山私案)

- ①この法律は、文化的所産である著作について、すべての人の自由な利用を促進することを通じて、文化の発展に寄与することを目的とする。
- ②この目的を達するため、すべての著作は、公共財とし、すべての人の利用の自由を保障する。
- ③新たに作成される著作については、著作者等の文化の発展への寄与に留意し、一定期間に限って、公正な著作権料を強制的に徴収する権利を著作者等に保障する。
- ④前3項の趣旨に即して、この法律は、著作並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し、著作者等の権利(以下、「著作権」という。)及びこれに隣接する権利(以下、「著作隣接権」という。)を定めるとともに、すべての人が著作を自由に利用することを阻害する著作者人格権は、民法等の人格権に関する一般規定を適用することに留め、この法律からは削除する。



# 著作権の内容

## ■ 著作者の著作権 ⇔ 国民の著作(公共財)利用権

### ■ 現状利用権

- 複製権(21条), 上演権・演奏権(22条), 上映権(22条の2), 公衆送信権等(23条), 口述権(24条), 展示権(25条), 頒布権(26条), 譲渡権(26条の2), 貸与権(26条の3)

### ■ 改作利用権

#### ■ 翻案権(広義)

- 翻訳権, 編曲権, 変形権, 脚色権, 映画化権, 翻案権(狭義)

### ■ 二次的著作の利用に関する権利

#### ■ 実演権

#### ■ レコード制作権

#### ■ 公衆送信権(放送権・有線放送権, 自動公衆送信権)



# 著作権の効果

## ■著作権侵害の効果

### ■私法的効果

- 差止請求権(112条)
- フリーライドに対する不当利得の返還(民法703条, 704条)又は損害賠償(114条)
- 秘密保持命令(114条の6~114条の8)
- 名誉回復等の措置(115条)
- 著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置(116条)

### ■罰則(119条~124条)

## ■著作権侵害の効果に対する批判

- 削除すべきもの:著作権法の目的(第1条)に反する「差止請求権」
- 創設すべきもの:シプレー原則に基づく課徴金およびその配分制度



# 著作権に類似の権利

- 出版権 (79条～88条)
- 著作隣接権 (89条～100条の5)
  - 実演家の権利 (90条の2～95条の3)
  - レコード製作者の権利 (96条～97条の3)
  - 放送事業者の権利 (98条～100条)
    - 有線放送事業者の権利 (100条の2～100条の5)





# 著作権法のパラダイム転換

## 従来の著作権法 著作者・第一主義

### ■著作権の手段と目的

1. 著作を創作した著作者の保護(原則)
  - 著作権(著作財産権)の保護
  - 著作者人格権の保護
2. 一般公衆の公正利用の促進
  - 著作権の制限(例外)
3. 文化の発展

## 将来の著作権法 著作利用権・第一主義

### ■著作権(著作利用権)の目的と手段

#### ■目的

- 著作(文化財)の自由な利用による文化の発展

#### ■手段

1. すべての著作のパブリック・ドメインへの帰属
2. 著作に対する, 公衆の自由な利用権の保障
3. 一定期間に限定した, 著作者の公正な利用料の徴収権の保障, および, 著作者人格権の制限



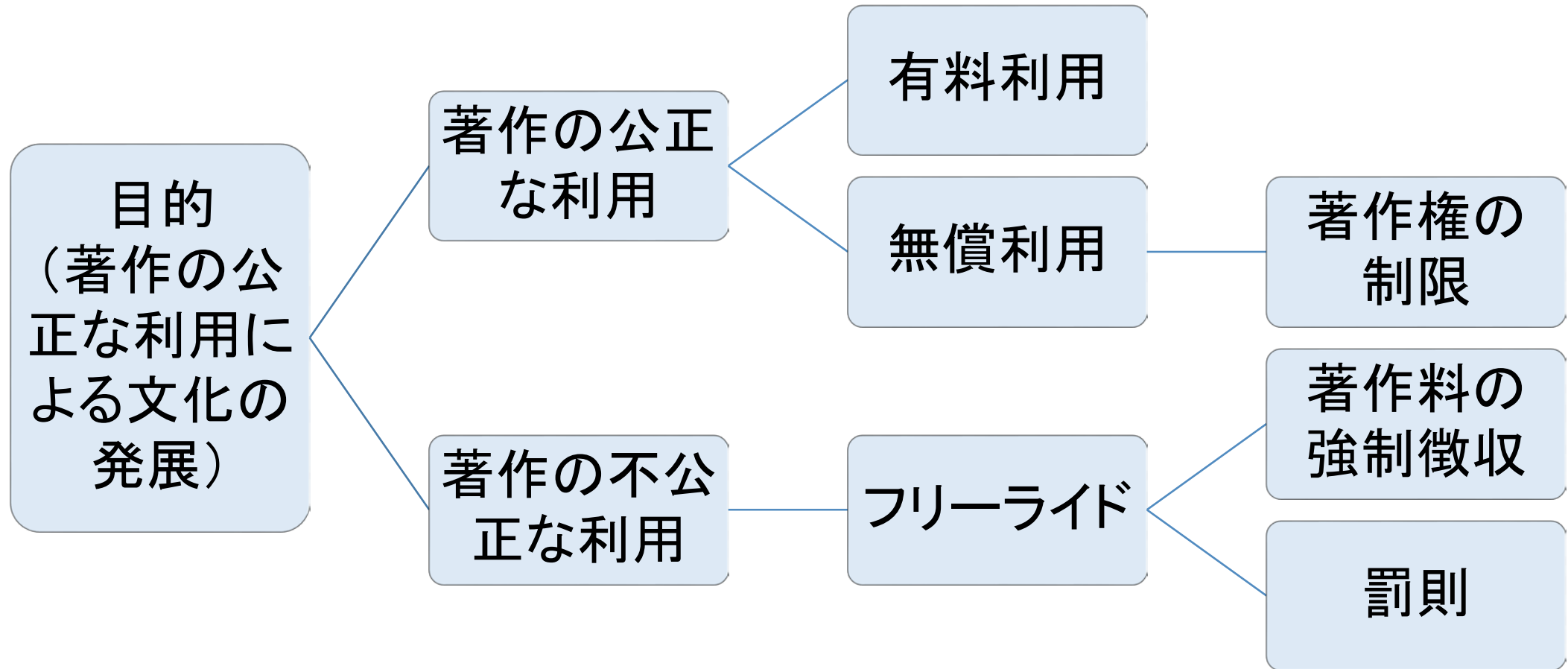
# 著作権のパラダイム転換

## 著作権を著作の利用権へと一元化する試み

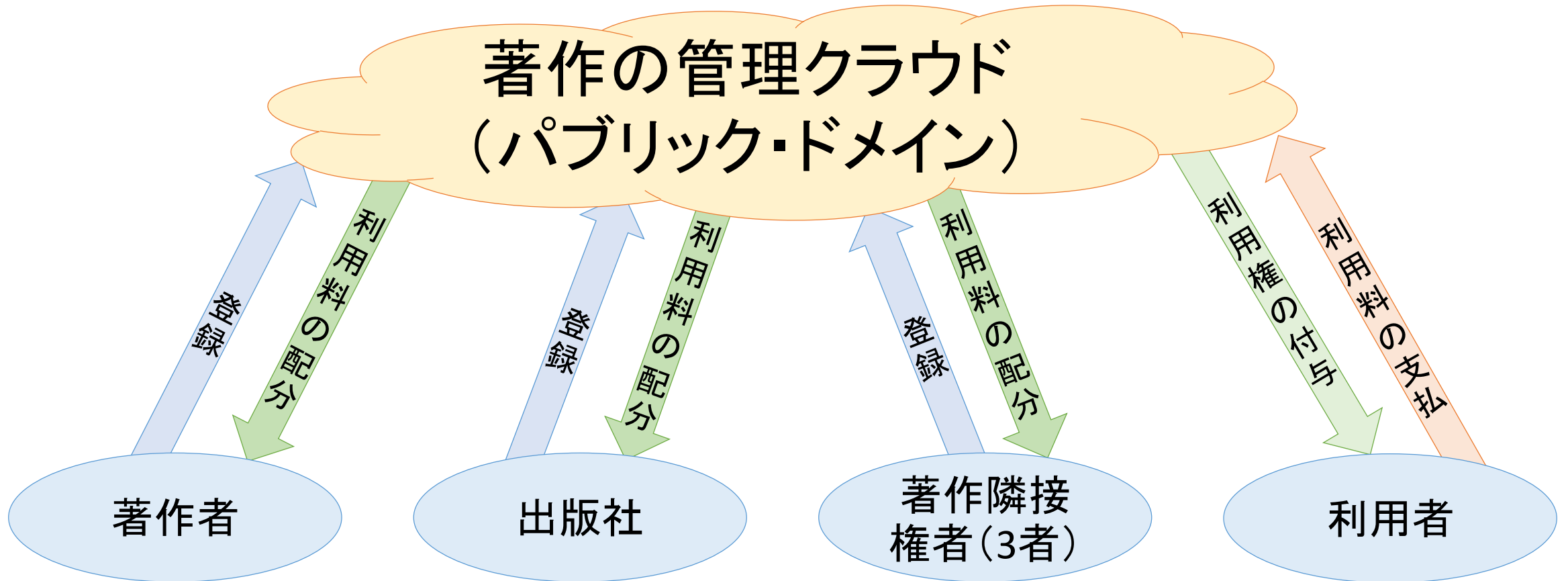
- 著作の利用は、すべての人に対して解放される。ただし、利用が有料か、無料かについては、以下の区別がある。
- 無料利用...以下の二つの場合がある。
  - 原始的無料利用
    - 著作の性質による無料利用...法令, 判例等(13条)
    - 利用者の資格による無料利用...著作者等の自己利用(従来からの著作権者の権利の考え方)(17条)
    - 利用の態様による無料利用...いわゆる著作権の制限としての私的使用等(30条~50条)
  - 後発的無料利用
    - 保護期間経過後の著作の利用(51条~58条)
    - 著作権の消滅後の著作の利用(62条)
- 有料利用...その他のすべての場合



# 理想的な著作権法の構造



# 著作権制度の再構築(構想)



# 参考文献

- 岡村久道『著作権法』〔第3版〕民事法研究会(2014/9)
- 加戸守行『著作権法逐条講義』〔6訂新版〕著作権情報センター(2013/8)
- 小泉直樹『特許法・著作権法』有斐閣(2012/10)
- 小泉=田村=駒田=上野編『著作権判例百選』〔第5版〕有斐閣(2016/12/13)
- 齊藤博『著作権法』〔第3版〕有斐閣(2007/4)
- 齊藤博『著作権法概論』勁草書房(2014/12)
- 作花文雄『著作権法—制度と政策』〔第3版〕発明推進協会(2008/4)
- 作花文雄『詳解著作権法』〔第4版〕ぎょうせい(2010/4)
- 島並良=上野達弘=横山久芳『著作権法入門』有斐閣(2009/10/29)
- 高林龍『標準 著作権法』〔第2版〕有斐閣(2013/12/16)
- 高部真規子『実務詳説 著作権訴訟』きんざい(2012/1)
- 田村善之『著作権法概説』〔第2版〕有斐閣(2001/11)
- 茶園成樹『著作権法』有斐閣(2014/04/12)
- 中山信弘『著作権法』〔第2版〕有斐閣(2014/10/27)
- 山中信弘=金子俊哉『しなやかな著作権制度の向けて—コンテンツと知的財産法の役割—』信山社(2017)
- 半田正夫『著作権法概説』〔第16版〕法学書院(2015)
- 半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタール1-3』〔第2版〕勁草書房(2015/12)
- 広中俊雄編著『民法修正案〔前三編〕の理由書』有斐閣(1987)
- 牧野利秋=飯村敏明編『著作権関係訴訟法(新・裁判実務大系22)』青林書院(2004/11)
- 松村信夫=三山峻司『著作権法要説 実務と理論』〔第2版〕世界思想社(2013/2)
- 三山裕三『著作権法詳説—判例で読む14章』〔第10版〕勁草書房(2016/12)

